

いちき串木野市公用車広告募集要領

1 募集内容

区分	車種	広告掲載 予定台数	広告掲載場所		広告の大きさ (1枚当たり)	広告掲載料 (1台当たり)
A	バス (マイクロ)	2台	最大 4面	前面	縦 30 cm ×横 40 cm以内	月額 5,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
				左右両面 (必須)	縦 45 cm ×横 170 cm以内	
				後面	縦 20 cm ×横 120 cm以内	
B	軽貨物車	1台	最大 3面	左右両面 (必須)	縦 30 cm ×横 80 cm以内	月額 3,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
				後面	縦 35 cm ×横 45 cm以内	

※広告の大きさは上記を原則としますが、別途御相談ください。

2 募集期間

令和7年1月6日(月)から2月28日(金)まで

広告の掲載状況については、本市ホームページを御覧いただくか、下記の問合せ先までお問い合わせください。

3 申込方法

申込みに当たっては、次に掲げる書類を電子申請により提出してください。

- (1) 有料広告掲載申込書
(いちき串木野市公用車広告掲載取扱要領様式第1号)
- (2) 広告案
- (3) 申込者の事業内容が分かる資料(任意様式)
- (4) 滞納がないことを証明する書類(申込者の所在地が市外の場合)

4 決定方法

- (1) 申込者の広告案を審査し、その内容が適切であると認めたときは、当該申込者を広告主と決定します。なお、同一広告媒体に複数の応募があった場合は、抽選とします。

- (2) 申込結果については、申込者全員に有料広告掲載決定通知書（いちき申木野市公用車広告掲載取扱要領様式第2号）を送付します。

5 広告掲載料の納入

広告主は、市が指定する日までに、広告掲載料を市の指定した方法により一括して納入してください。

6 掲載内容の制限

広告媒体に掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

7 掲載方法

- (1) 広告物の掲載は、マグネットシート、カッティングシート、ラッピングフィルム等剥離が可能な素材の特殊フィルムを貼付するものとし、車体塗装は行わないでください。
- (2) 特殊フィルムは、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して、車体塗装の剥離が発生しない材質としてください。

8 広告の作成等

- (1) 広告の作成は、広告主の責任において作成し、その費用は全て広告主の負担となります。また、公用車への掲載及び撤去についても広告主の負担及び責任において行ってください。
- (2) 広告主は、広告の掲載及び撤去を行うときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように、日程、工程を市と協議してください。また、施工の際は市の指示に従ってください。
- (3) 広告の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該広告主が経費を負担して現状回復してください。

9 広告の修復

- (1) 広告の掲載期間中に市の責において広告物が毀損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行います。
- (2) 経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象となりません。

10 掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は1月を単位とし、連続する掲載期間は最大36月とします。
- (2) 広告掲載期間の開始日は令和7年4月1日(火)とします。

11 広告掲載料の返還

既納の広告掲載料は、原則、返還しないものとします。ただし、いちき串木野市公用車広告掲載取扱要領第13条の規定に基づき返還する場合があります。

12 応募・問合せ先

いちき串木野市役所 総務課 行政係

所在地 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133番地1

電話 0996-33-5626

FAX 0996-32-3124

Eメール somu1@city.ichikikushikino.lg.jp